

国際サステナビリティ基準審議会の基準設定への利害関係者の参加

九州大学 大石桂一

1. はじめに

2021 年 11 月の COP26 で、IFRS 財団はその傘下に、国際会計基準審議会（IASB）の「姉妹審議会（sister board）」として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立することを正式に発表した。それに先立ち、IASB は 2020 年 9 月にサステナビリティ報告に関する公開協議を開始し、非財務情報の統合についてフィードバックを募集していた。IASB に対するステークホルダーからのフィードバックは、投資家の情報ニーズに焦点を当てたサステナビリティ報告の基準設定をおおむね支持するものであった。

こうして設立された ISSB の目的と任務は、サステナビリティ開示基準の開発とグローバルなベースラインを提供することであり、その特徴としては財務会計基準とのコネクティビティ（connectivity: 接続性）を重視していることが挙げられる（大石, 2025 ; 阪, 2025）。その後、2022 年 3 月、ISSB は設立後初めての基準となる IFRS サステナビリティ開示基準 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要求事項」および IFRS S2 号「気候関連開示」の公開草案（ED）を公表し、デュー・プロセスを経て、2023 年 6 月には IFRS S1 号および IFRS S2 号の最終基準を公表した。現在、日本をはじめ、世界 16 カ国が導入を進めている。

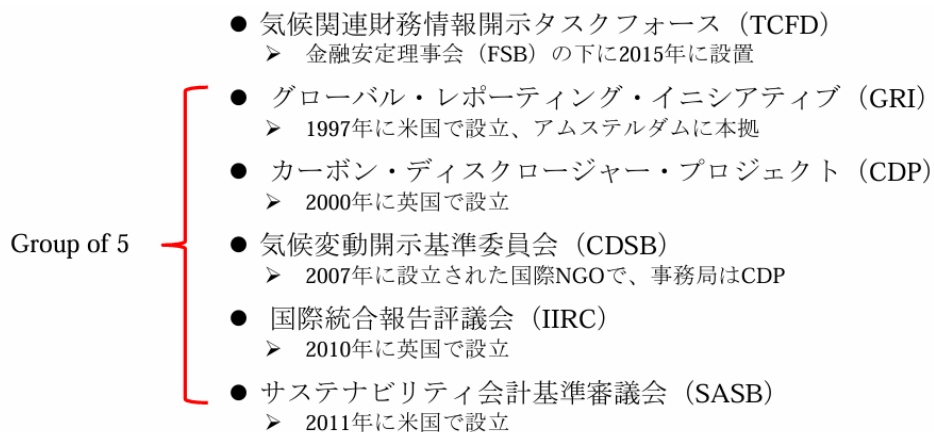
ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準の開発において、IASB と同様の正式なデュー・プロセスを採用しており、提案された基準に関する公開協議が行われる。そこで本報告では、IFRS S1 号および IFRS S2 号のデュー・プロセスにおける ED に対する利害関係者のコメントレター（CL）を分析することで、その参加の特徴、および財務会計基準の設定におけるロビイングとの異同点を明らかにする。とりわけ、サステナビリティ基準設定の固有性と国際基準設定の固有性、他の基準設定と比較した場合の利害関係者の違いや参加パターンの違いに注目して考察する。

2. 制度的背景

■ サステナビリティ関連情報開示への関心の高まり

- ・企業価値に影響を与える可能性がある情報を、財務諸表の補足情報として提供することで、投資家等の資本市場参加者の投資判断に資する（財務マテリアリティ）
- ・企業が環境・社会に与える影響について、様々なステークホルダーに説明責任を果たす（インパクト・マテリアリティ）
- ・報告そのものだけでなく、その規制にも関心が集まる
- ・国内、国際、超国家レベルの機関が基準策定に取り組んできた

■ 自主開示フレームワーク：主要団体



■ アルファベット・スープ

- ・サステナビリティ開示に関する基準やフレームワーク等を開発する設定主体が乱立
- ・設定主体は自らの主要な利用者のニーズを踏まえた基準等を開発
- ・設定主体間で用語や開示項目の調整が行われず、基準間の異同が明確に識別できない複数の基準が混在
- ・開示の一貫性や比較可能性を担保できず、資本市場の混乱を招く可能性

■ 統合の動き

- ・2020年12月、5団体が協調してTCFD提言に基づくプロトタイプを公表
- ・2021年6月、IIRCとSASBが統合して価値報告財団（VRF）となる
- ・2021年7月、GRIが欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の協力者になる
- ・2021年11月、IFRS財団はその傘下にISSBを設立
- ・2022年8月、CDSBとVRFがIFRS財団に統合
- ・2023年10月、TCFDは最終ステータス・レポートを発表して解散（その役割はIFRS財団に引き継ぎ）

3. 民間基準設定主体の正統性

■ Richardson and Eberlein (2011)

- ・アウトプット正統性：結果と専門性
- ・スループット正統性：手続と熟議
- ・インプット正統性：参加と代表性

■ グローバル・ガバナンスにおける民主的正統性の欠如

- ・国内レベルにおける正統性の主要な源泉の多くは、国境を越えた組織には利用できない（e.g. 選挙、憲法上の委任、行政法）
- ・国際的な民間基準設定主体はより深刻な正統化問題に直面
- ・参加者の不均衡（とりわけ地理的）は正統性への脅威
- ・専門性・独立性から手続・透明性・目標達成への重点移行（cf. 大石, 2015）

4. ロビイング分析の理論的枠組み

■ Downs (1957)

- ・投票行動をモデル化した「民主主義の経済理論」
- ・Sutton (1984) が会計研究に適用

■ Olson (1965)

- ・Downs の理論を発展させた「集合行為論」
- ・Lindahl (1987) が会計研究に適用

■ 会計ロビイング分析の多くは Sutton (1984) の「合理的選択の枠組み」に依拠

<Downs (1957) と Olson (1965) の会計基準設定への応用>

2 人の政治家 (A および B) がおり、それぞれが当選したときに得られる投票者個人の期待効用を、それぞれ U_A および U_B とする。その投票が選挙の結果に影響を及ぼす確率を P 、投票にかかるコスト (情報コストもこれに含まれる) を C とする。次の条件が満たされたときに、個人は政治家 A に投票する。

$$\text{制約条件 1 : } P(U_A - U_B) - C > 0$$

これは「投票」を「政策決定者に対する働きかけ」に置き換え、「政治家 A (または B) の当選」を「政策 A (または B) の実施」に置き換えても成り立つ。通常、一般市民 (消費者) は、利益集団 (生産者) よりも情報コストは大きく、政策から得れるベネフィット (あるいはベネフィットが得られる可能性) は小さいので、情報コストを負担するインセンティブを持たない。このように、追加的情報を得ることのコストとベネフィットを比較してコストの方が大きければ、個人は無知のままでいるのが合理的である、という状況を「合理的無知 (rational ignorance)」と呼ぶ。伝達コストと自分に対する政策のインパクトを考えた場合、政策決定者に働きかけるインセンティブは消費者よりも生産者の方が強くなる。

提案された新しい会計基準を a_0 とし、代替的な基準案 a_1 および a_2 があるとする。この場合、ある個人が a_0 よりも a_1 および a_2 を選好しているとすれば、制約条件 1 をクリアした上で、次の条件を満たすときに a_1 を求めるロビイング行動がとられる。

$$Pa_1(U_{a_1} - U_{a_0}) > Pa_2(U_{a_2} - U_{a_0})$$

しかし、たとえ集合行為 (collective action) が行われればその集団のすべての人々がベネフィットを得られるのだとしても、その目的が公共財を獲得することであれば、無条件に個人は集合行為に貢献したりそれを支持したりするわけではない。この Olson の命題は「フリー・ライダー問題」として知られており、集合行為に参加しない者には与えられない私的財 (あるいはそのような者に課される処罰) である「選択的誘因 (selective inducement)」というコスト・シェアリングのメカニズムが集合行為には必要になる。

ここで、目的を達成する上で十分に有効なロビイング活動の総費用を C で表し、企業 i のベネフィットを B_i と表して、3 つの条件を検討する。

条件 1 : 特定の i に関して $Bi > C$

この条件 1 が満たされるとき、すべての企業がベネフィットを享受できるにもかかわらず、企業 i がロビイングにかかるすべてのコストを進んで負担する（すなわち単独でロビイングすることになる。つまり、コスト・シェアリングがロビイングの必要条件ではない。

条件 2 : すべての企業 i に関して $Bi < C$

$$\text{かつ} \quad \sum_{i=1}^{n \subset N} Bi > C$$

これは、連合すればベネフィットを得ることができる企業の集合（総数 N ）が存在し、その中から、 n 個の企業からなる結託（coalition）が形成されることを示している。ただし、各企業は、少なくともコストの分担額に等しいベネフィットが得られなければならない。

条件 3 :

$$\sum_{i=1}^N Bi < C$$

この条件 3 では、ベネフィットが非常に小さいかコストが非常に大きいために、企業にとってロビイングは決して最適な行動とはならない。つまり、集合行為は行われない。

■ 理論的予測

- ①財務諸表の作成者は、利用者よりもロビイングを行う可能性が高い
- ②大規模な作成者は、小規模な作成者よりも単独でロビイングを行う可能性が高い
- ③基準設定主体が意見を固める前のロビイングの方が効果は大きい
- ④非遵守のコストが大きい基準へはロビイングが起こりやすい
- ⑤ロビイングのコストがより小さい（and/or ベネフィットが大きい）者が「媒介者」になる可能性がある（ロビイング活動サービス）

5. 先行研究

- 米国では 1980 年代から 90 年代にかけて活発にロビイング研究が行われ、その後、英国やオーストラリアなど、民間（準民間）の基準設定主体がデュー・プロセスを採用している国を対象とした研究が増加

- ・ 1990 年代までのロビイング研究については大石 (2000) を、2000-2010 年代については Gipper et al. (2013) を参照

- 2000 年代になると IASB (IFRIC 含む) を対象としたものが増加

- ・ データの蓄積、国際次元での基準設定の特徴を探る

- ロビイングの手段：「直接／間接」と「公式／非公式」

- ・ 先行研究の多くはコメントレター (CL) を直接・公式のロビイングの手段とみなす
 - ・ CL の送付と他の手段の利用は有意に相関 (Georgiou, 2010)

＜先行研究の３つの流れ＞

①参加者のパターンと決定要因

- ・グループ別および地域別（IASB の場合）の参加パターンを調査
- ・近年は複数基準／複数期間のアプローチを用いた研究が増加
- ・国内・国際を問わず、財務諸表作成者の参加が最も頻繁で、次いで会計プロフェッションが２番目に多く、利用者の参加は少ない
- ・企業の場合、規模と業種で参加頻度にバラツキがある
- ・IASB の場合、地理的には欧州や米国の利害関係者が最も頻繁に参加
- ・DP と ED で参加のパターンが異なる（基準設定の段階の違い）

②CL の内容特性

- ・CL の長さ（強度の代理変数）
- ・議論のタイプ（技術的、概念的、経済的帰結）
- ・各論点への同意／不同意とそのレベル、グループ間での一致度、トーン（Shields et al., 2019）

③ロビイングの成功／失敗

- ・参加者と CL の内容特性が基準設定プロセスの結果に影響を及ぼしたか否か（たとえば、DP⇒ED⇒最終基準）
- ・IFRS2 や IFRS9 のような個別基準については、特定の参加者の支配は認められず、経済的帰結を強調する議論は退けられる傾向

6. ISSB へのロビイングの分析

■ 本報告ではインプット正統性との関連で CL を検討

- ・ロビイングの頻度と強度に着目（今回は、賛成／反対などの内容は分析しない）

■ リサーチクエスション：

- ・ISSB へのロビイングは、財務会計（IASB）や他のサステナビリティ関連の基準（IIRC）とどのように異なるのか？

■ 分析方法：

- ・ベンチマーク：ED IFRS S1 と S2 を分析した Kulik and Dobler (2023)
- ・比較対象１：IASB の 56 のデュー・プロセス文書を分析した Dobler and Knospe (2016)
 - ー 最も包括的なロビイング研究、IASB の基準設定の平均像と想定
- ・比較対象２：IIRC の統合報告フレームワークの DP を分析した Reuter and Messner (2015)
 - ー サステナビリティ関連の唯一のロビイング研究

■ サンプル：

- ・ED IFRS S1 へは 735 通、S2 へは 700 通の CL
- ・公表日と協議期間が同一で、内容も関連し合っており、１つの CL で両方の ED に対するフィードバックを行ったり、２つの ED に対して同じ CL を２つ送ったりしている者がいる
- ・２つの ED への CL を合算して１つの協議として扱い、計 1,435 件の CL から同一内容の CL を除外した 1,138 件の CL をサンプルとする
- ・864 の異なるステークホルダーに割り当て

■ 変数：

- ・参加頻度：ステークホルダーグループや法域ごとの参加者の数
- ・参加強度：CL の単語数（会社の紹介や質問項目の繰り返しなどを除外・調整）
- ・規模：Forbes 2000 Global リストに基づき、各作成者を大規模とそれ以外に 2 分類

表 1 各ステークホルダーグループの参加

グループ	参加頻度		参加強度 (平均)
	N	%	
作成者	222	25.7	4,655
企業	93	10.8	3,890
連合・協会	72	8.3	3,405
銀行	20	2.3	3,495
保険会社	14	1.6	7,598
銀行または保険会社の協会	23	2.7	8,111
利用者（狭義）	199	23	4,449
投資家	99	11.5	5,381
連合・協会	46	5.3	3,932
CSR投資サービス	5	46.3	3,932
会計/サステナビリティ専門職	114	13.2	5,571
専門職団体（会計関連）	57	6.6	5,672
専門サービス（会計関連）	14	1.6	10,269
専門職団体（サステナビリティ関連）	7	0.8	5,560
専門サービス（サステナビリティ関連）	36	4.2	3,296
規制者	82	9.5	7,963
基準設定者	26	3	14,263
金融市場当局	19	2.2	5,362
政府機関	26	3	5,362
サステナビリティ監督機関	11	1.3	2,615
NPO、NGO、IGO	90	10.4	4,841
サステナビリティ関連	68	7.9	4,796
その他	22	2.6	4,018
学術関係者	46	5.3	5,429
個人	35	4.1	5,429
その他	11	1.3	5,429
合計	864	100	4,964

(1) 作成者 vs 利用者

表 2 作成者 vs 利用者の参加頻度と参加強度

	参加頻度	カイ2乗検定：作成者vs利用者
作成者	222	—
利用者（狭義）	199	$\chi^2 = 1.257$ (df=1; $p = 0.284$)
利用者（広義）	289	$\chi^2 = 8.785$ (df=1; $p = 0.003$)
	参加強度（平均）	Mann-Whitney U検定：作成者vs利用者
作成者	4,655 (N=194)	—
利用者（狭義）	4,449 (N=159)	$Z = -1.112$ ($p = 0.459$)
利用者（広義）	4,591 (N=236)	$Z = -0.473$ ($p = 0.320$)

- 狭義の利用者（投資家等）の参加頻度は、作成者を下回っているが有意ではなく、参加強度にも差はない。広義の利用者（NPO なども含む広義）の参加頻度は、作成者を有意に上回っているが、参加強度には有意な差はない
- では、作成者や利用者の参加は、IASB の基準設定や、他のサステナビリティ関連（IIRC）の基準設定に比べて少ない（多い）のか？
 - ・ IASB では参加頻度は「作成者：それ以外＝47：53」、「利用者：それ以外＝7：93」の割合である
 - ・ IRC では「作成者：それ以外＝21：79」、「狭義の利用者：それ以外＝8：92」、「広義の利用者：それ以外＝17：83」の割合である

表3 IASBとの比較

	作成者	それ以外	計		利用者	それ以外	計
ISSB実際	222	642	864	ISSB実際	199	665	864
期待 (47:53)	406.08	457.92	864	期待 (7:93)	60.48	803.52	864
$\chi^2 = 157.44386$		$p = 0.000$		$\chi^2 = 341.13811$		$p = 0.000$	

表4 IIRCとの比較

	作成者	それ以外	計		利用者 (狭義)	それ以外	計
ISSB実際	222	642	864	ISSB実際	199	665	864
期待 (21:79)	182.304	681.696	864	期待 (8:92)	69.12	794.88	864
$\chi^2 = 10.9552$		$p = 0.001$		$\chi^2 = 265.27297$		$p = 0.000$	

	利用者 (広義)	それ以外	計
ISSB実際	289	575	864
期待 (17:83)	146.88	717.12	864
$\chi^2 = 165.67983$		$p = 0.000$	

<結論>

- 作成者の参加頻度は IASB よりも有意に低く、IIRC よりも有意に高い
- 利用者（狭義・広義とも）の参加頻度は IASB および IIRC よりも有意に高い

<考察>

- なぜ ISSB への作成者の参加頻度が IASB よりも低いのか？
 - ・ 作成者は会計基準の方により関心がある
 - ・ 米国（SEC）と欧州（EFRAG）が独自の基準を設定しようとしている（作成者は自らの法域の基準により関心がある）
 - ・ ちなみに、米国の作成者は IASB では MoU 関連の基準に高頻度でロビイングしている
- なぜ ISSB への作成者の参加頻度が IIRC よりも高いのか？
 - ・ IIRC の統合報告フレームワーク（2011 年に DP 公表）から 10 年以上が経ち、関心も高まった。あるいは、理解が深まり情報コストが小さくなった
- なぜ利用者の参加頻度が IASB および IIRC よりも高いのか？
 - ・ 理解の進展と情報コストの低減
 - ・ DP と ED の違いに起因している可能性もある

(2) 大規模作成者 vs それ以外の作成者

表 4 大規模作成者 vs それ以外の作成者の参加頻度と参加強度

	参加頻度	カイ2乗検定
大規模作成者	68	$\chi^2 = 0.638$ (df=1; $p=0.478$)
それ以外の作成者	59	
	参加強度（平均）	Mann-Whitney U検定
大規模作成者	5,806 (N=60)	Z = -3.326 ($p=0.001$)
それ以外の作成者	3,056 (N=54)	

- 大規模な作成者とそれ以外の作成者は参加頻度において有意な差がないが、参加強度には有意な差がある
- 同じ分類基準で IIRC の DP を分析した Reuter and Messner (2015) によると、「大規模作成者：それ以外の作成者＝78：22」の割合である

表5 IIRCとの比較

	大規模作成者	それ以外の作成者	計
ISSB実際	68	59	127
期待 (78:22)	99.06	27.94	127
$\chi^2 =$	44.26718426	$p = 0.000$	

<考察>

- IIRC とは異なり、ISSB の場合、大規模作成者の参加頻度はその他の作成者を圧倒していない
 - ・超巨大企業以外にもサステナビリティ基準に関心を持つようになった
 - ・情報コストが低下した
- ISSB が CL 提出にあたって、オープンレターだけでなく、ウェブ上での質問票への回答も受け付けたことが、リソースが乏しい者の参加を促した可能性
 - ・ただし、参加強度の測定にはバイアスを与えている

(3) 専門家 vs 利用者／作成者

表 6 専門家 vs 利用者／作成者の参加強度

	参加強度（平均）	Mann-Whitney U検定： 専門家vs利用者／作成者
専門家	5,571 (N=106)	—
利用者（狭義）	4,449 (N=159)	Z = -1.606 (p=0.052)
利用者（広義）	4,591 (N=236)	Z = -1.289 (p=0.096)
作成者	4,655 (N=194)	Z = -1.138 (p=0.126)

- 専門家の参加強度は、狭義の利用者、広義の利用者をともに有意に上回っているが、作成者に対しては有意ではない
- 会計／サステナビリティ専門家の積極的・インテンシブな参加
 - ・専門家の平均参加強度は規制者に次いで高い
 - ・とりわけ、会計事務所の強度が高い（基準設定者に次ぐ）
 - ・質問票を通じてのみ参加した者を除外した場合、専門家の参加強度は作成者よりも有意に高い（Z=-2.647; p=0.008）

<考察>

- 専門家は、比較的低いコストで CL を通じて強力に参加することを可能にする資源と専門知識を有するだけでなく、相対的な富を享受している可能性
- 専門知識の可視性と認知度の向上が、保証サービスやコンサルティングサービスの獲得につながる（競合の激しさを示唆）

(4) 法域別

- 62 の法域と、すべての大陸（南極大陸を除く）からの参加
- 大陸別では、欧州が最も多く（233 件、27.0%）、次いで北中米（215 件、24.8%）
- このパターンは、IASB への参加に関する証拠とほぼ一致している（Dobler and Knospe, 2016; Jorissen et al.,2013）
- 国別では、米国、カナダ、英国、オーストラリアが多数を占める

表 7 法域別の参加頻度と参加強度

参加頻度				参加強度			
国	N	%	(平均)	国	N	%	(平均)
ベルギー	3	0.4	5,318	バーレーン	1	0.1	1,416
チェコ共和国	1	0.1	12,627	バングラデシュ	4	0.5	206
デンマーク	5	0.6	4,990	中国	9	1	1,819
フィンランド	1	0.1	1,597	ジョージア	1	0.1	264
フランス	27	3.1	6,601	香港	13	1.5	2,409
ドイツ	26	3	5,897	インド	7	0.8	4,118
アイルランド	1	0.1	5,608	インドネシア	2	0.2	723
イタリア	7	0.8	10,505	日本	24	2.8	7,875
ルクセンブルク	1	0.1	2,209	韓国	7	0.8	4,632
モルドバ	1	0.1	203	ラオス	1	0.1	7,325
オランダ	6	0.7	6,957	マレーシア	9	1	5,874
ノルウェー	3	0.3	3,910	ネパール	1	0.1	80
ルーマニア	1	0.1	1,648	パキスタン	3	0.3	2,436
ロシア	1	0.1	200	フィリピン	3	0.3	831
スペイン	2	0.2	6,193	サウジアラビア	8	0.9	5,172
スウェーデン	3	0.3	5,975	シンガポール	19	2.2	3,353
スイス	17	2	2,095	スリランカ	2	0.2	4,063
トルコ	2	0.2	10,397	台湾	3	0.3	3,337
ウクライナ	1	0.1	1,155	タイ	1	0.1	3,372
英国	102	11.8	6,521	アラブ首長国連邦	1	0.1	1,835
欧州（超国家）	22	2.5	4,516	アジア（超国家）	5	0.6	11,636
欧州全体	233	27	4,882	アジア全体	124	14.4	4,030
カナダ	105	12.1	3,614	ボツワナ	2	0.2	3,310
ケイマン諸島	1	0.1	1,495	ブルキナファソ	2	0.2	3,974
ジャマイカ	1	0.1	9,196	ガーナ	1	0.1	26,273
メキシコ	3	0.3	5,923	ケニア	3	0.3	6,204
アメリカ合衆国	105	12.1	4,772	ナミビア	1	0.1	170
北中米全体	215	24.8	3,578	ナイジェリア	4	0.5	6,118
アルゼンチン	3	0.3	3,614	ルワンダ	1	0.1	1,868
ブラジル	18	2.1	4,816	南アフリカ	11	1.3	5,580
コロンビア	4	0.5	4,113	チュニジア	1	0.1	157
コスタリカ	1	0.1	3,354	ウガンダ	1	0.1	1,531
南米（超国家）	4	0.5	2,908	ジンバブエ	2	0.2	3,427
南米全体	30	3.6	3,211	アフリカ（超国家）	1	0.1	4,144
オーストラリア	41	4.7	5,406	アフリカ全体	30	3.5	3,645
ニュージーランド	2	0.2	44,037	国際機関	112	12.9	4,305
オセアニア全体	43	5	7,203	分類不能	77	8.91	2,422
(右へ続く)				合計	864	100	4,964

<考察>

■ 大陸では欧州が最も参加頻度が高いが、国ごとにみると EU 加盟国はさほど多いとは言えない

■ これは、EFRAG の存在が影響している可能性がある

- ・ EFRAG は IASB と同様のデュー・プロセスで意見聴取し、「EU の声」をまとめて伝達する（媒介者としての役割）
- ・ EU のステークホルダーは、直接 IASB/ISSB にロビイングすることも、EFRAG を通じて間接的にロビイングすることもできる
- ・ コスト・ベネフィットを勘案して、どちらを選択するかを決定している可能性

7. おわりに

■ ISSB の基準設定と財務会計基準設定との比較

- ・作成者の参加は支配的ではなく、規模の影響も小さい
- ・利用者の参加は有意に多い（投資家や NPO などとともに）
- ・専門家のロビイング強度は相変わらず高い
- ・会計専門家とサステナビリティ専門家の競合
- ・地理的不均衡は IASB 同様、ISSB のインプット正統性にとって脅威
- ・媒介者の必要性・重要性を示唆

■ 今後の課題

- ・内容分析
- ・EFRAG との比較
- ・米国 SEC との比較
- ・National/Transnational-regional/Global
- ・米国および EU 諸国での政治的变化

謝辞

本研究の遂行にあたっては、以下の研究助成を受けた。記して感謝の意を表する。

- ・科学研究費（MEXT/JSPS KAKENHI Grant Number JP23K10698）
- ・公益財団法人トランスコスモス財団「2024 年度 学術・科学技術等の分野への助成事業」

参考文献

- Bamber, M. and K. McMeeking (2016), An Examination of International Accounting Standard-setting Due Process and the Implications for Legitimacy, *The British Accounting Review*, 48 (1).
- Bhimani, A., D. Bond, and P. Sivabalan (2019), Dose Greater User Representation Lead to More User Focused Standards ? An Empirical Investigation of IASB's Approach to Standard Setting, *Journal of Accounting and Public Policy*, 38 (2).
- Dobler, M. and O. Knospe (2016), Constituents' Formal Participation in the IASB's Due Process: New Insights into the Impact of Country and Due Process Document Characteristics, *Journal of Governance and Regulation*, 5 (3).
- Downs, A. (1957), *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row.
- EFRAG (2021), Proposals for a Relevant and Dynamic EU Sustainability Reporting Standard-setting, 8 March, 2021.
- EFRAG (2022), Exposure Draft: European Sustainability Reporting Standards (ESRS) 1 General Principles & 2 General Disclosures, April 2022, European Financial Reporting Advisory Group.
- European Commission (2021), Proposal for a Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD), 21 April 2021, European Financial Reporting Advisory Group.
- European Commission (2023), Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772 of 31 July 2023.

- Gäumann, M. and M. Dobler (2024), Choice of Participation Method in Setting International Accounting Standards: Evidence from EFRAG as an Intermediary for Indirect Participation, *The International Journal of Accounting*, 59 (1).
- Giner, B. and M. Arce (2012), Lobbying on Accounting Standards: Evidence from IFRS 2 on Share-based Payments, *European Accounting Review*, 21 (4).
- Giner, B. and M. Luque-Vílchez (2022), A Commentary on the “New” Institutional Actors in Sustainability Reporting Standard-setting: a European Perspective, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 13 (6).
- Gipper, B., B. J. Lombardi, and D. J. Skinner (2013), The Politics of Accounting Standard-setting: A Review of Empirical Research, *Australian Journal of Management*, 38 (3).
- Georgiou, G. (2004), Corporate Lobbying on Accounting Standards: Methods, Timing and Perceived Effectiveness, *Abacus*, 40 (2).
- Georgiou, G. (2010), The IASB Standard-setting Process: Participation and Perceptions of Financial Statement Users, *The British Accounting Review*, 42 (2).
- IFRS Foundation (2021), IFRS Foundation Announces International Sustainability Standards Board, Consolidation with CDSB and VRF, and Publication of Prototype Disclosure Requirements.
- IFRS Foundation (2022a), Due Process Handbook, IFRS Foundation.
- IFRS Foundation (2022b), Exposure Draft IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information.
- IFRS Foundation (2022c), Exposure Draft IFRS S2 Climate-related Disclosures.
- IFRS Foundation (2022d), IFRS foundation Constitution.
- IFRS Foundation (2023a), The Need for a Global Baseline for Capital Markets.
- IFRS Foundation (2023b), IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-Related Financial Information, International Sustainability Standards Board.
- IFRS Foundation (2023c), IFRS S2 Climate-Related Disclosures, International Sustainability Standards Board.
- Jørgensen, S., A. Mjøs, and L. J. T. Pedersen (2022), Sustainability Reporting and Approaches to Materiality: Tensions and Potential Resolutions, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 13 (2).
- Jorissen, A., N. Lybaert, R. Orens, and L. van der Tas (2012), Formal Participation in the IASB’s Due Process of Standard Setting: A Multi-issue/multi-period Analysis, *European Accounting Review*, 21 (4).
- Jorissen, A., N. Lybaert, R. Orens, and L. van der Tas (2013), A Geographic Analysis of Constituents’ Formal Participation in the Process of International Accounting Standard Setting: Do We Have a Level Playing Field?, *Journal of Accounting and Public Policy*, 32 (4).
- Kulik, A. and M. Dobler (2023), Stakeholder Participation in the ISSB’s Standard-setting Process: the Consultations on the First Exposure Drafts on Sustainability Reporting, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, 14 (7).
- Lindahl, F. W. (1987), Accounting Standards and Olson's Theory of Collective Action, *Journal of Accounting and Public Policy*, 8 (1).
- Olson M. (1965), *The Logic of Collective Action*, Harvard University Press.
- Richardson, A. J. and B. Eberlein (2011), Legitimizing Transnational Standard-setting: the Case of the International Accounting Standards Board, *Journal of Business Ethics*, 98 (2).
- SEC (2022), Proposed Rule: The Enhancement and Standardization of Climate-related Disclosures for Investors, March 21, 2022, Securities and Exchange Commission.

- SEC (2024), Final Rule: The Enhancement and Standardization of Climate-related Disclosures for Investors, March 6, 2024, Securities and Exchange Commission.
- Shields, K., I. Clacher, and Q. Zhang (2019), Negative Tone in Lobbying the International Accounting Standards Board, *The International Journal of Accounting*, 54 (3).
- Sutton, T. G (1984), Lobbying of Accounting Standard-setting Bodies in the U.K. and the U.S.A.: a Downsian Analysis, *Accounting, Organizations and Society*, 9 (1).
- Tutticci, I., K. Dunstan, and S. Holmes (1994), Respondent Lobbying in the Australian Accounting Standard-setting Process, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 7 (2).
- Williams, C. A and R. G. Eccles (2022), Review of Comments on SEC Climate Rulemaking, *Harvard Law School Forum on Corporate Governance*, November 23, 2022.
- 大石桂一（2000）『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 大石桂一（2015）『会計規制の研究』中央経済社。
- 大石桂一（2016）「会計規制研究の可能性」『會計』189 卷 1 号。
- 大石桂一（2025）「気候関連コミットメントの会計」, 西尾チヅル・上林憲雄編著『サステナブル経営：原理・潮流・実践』同文館出版。
- 阪智香（2025）「サステナブル経営を実現する会計」, 西尾チヅル・上林憲雄編著『サステナブル経営：原理・潮流・実践』同文館出版。
- 若園智明（2023）「気候変動情報の開示規則を巡る米証券取引委員会のジレンマ」『証券レビュー』63 卷 5 号。